行政手続のフロー図

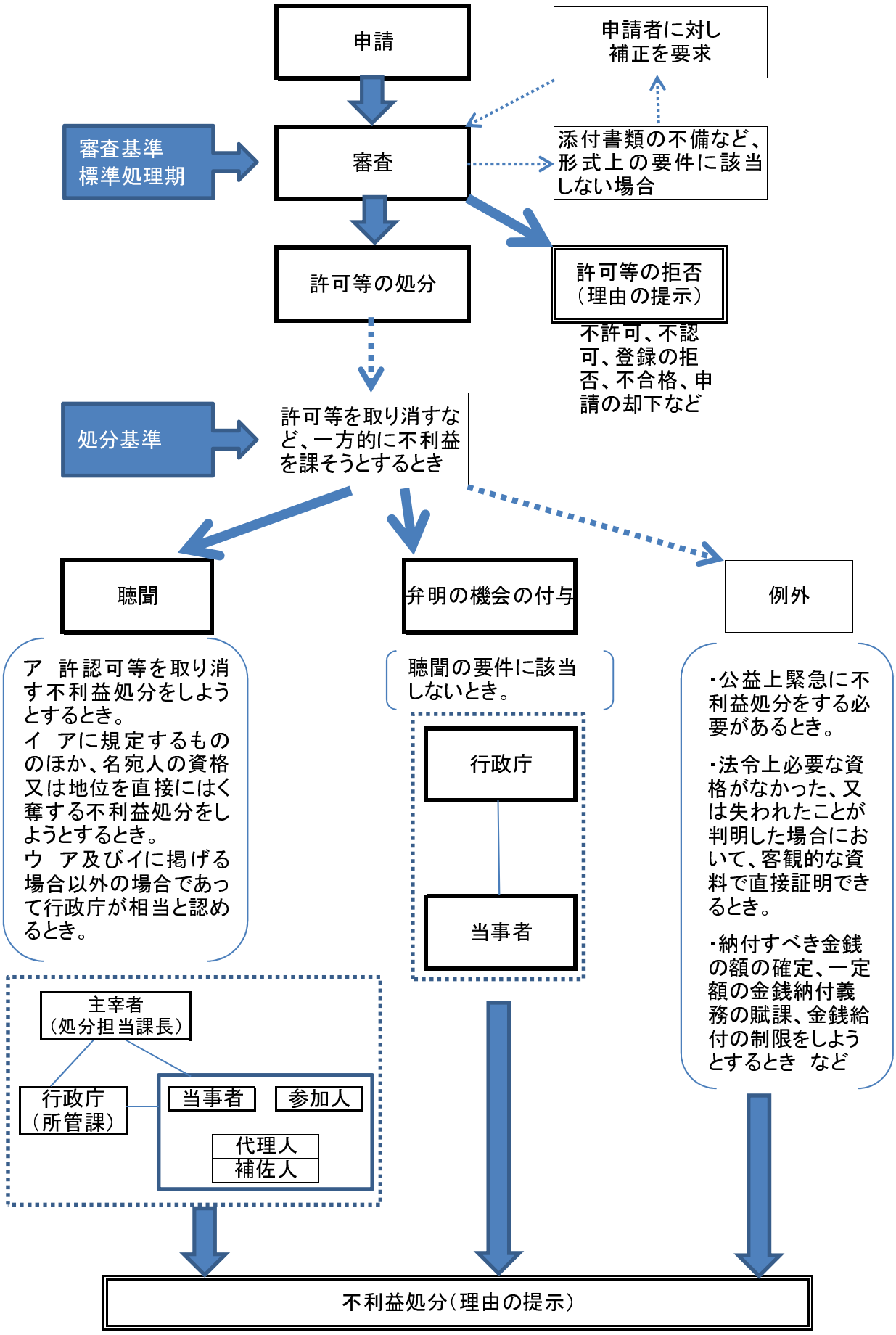
申請
申請者に対し
補正を要求
審査基準
標準処理期
審査
添付書類の不備など、
形式上の要件に該当
しない場合
許可等の処分
許可等の拒否
（理由の提示）
不許可、不認
可、登録の拒
否、不合格、申
請の却下など
処分基準
許可等を取り消すな
ど、一方的に不利益
を課そうとするとき
聴聞
弁明の機会の付与
例外
ア　許認可等を取り消
す不利益処分をしよう
とするとき。
イ　アに規定するもの
のほか、名宛人の資格
又は地位を直接にはく
奪する不利益処分をし
ようとするとき。
ウ　ア及びイに掲げる
場合以外の場合であっ
て行政庁が相当と認め
るとき。
聴聞の要件に該当
しないとき。
行政庁
当事者
・公益上緊急に不
利益処分をする必
要があるとき。
・法令上必要な資
格がなかった、又
は失われたことが
判明した場合にお
いて、客観的な資
料で直接証明でき
るとき。
・納付すべき金銭
の額の確定、一定
額の金銭納付義
務の賦課、金銭給
付の制限をしよう
とするとき　など
主宰者
（処分担当課長）
行政庁
（所管課）
当事者
参加人
代理人
補佐人
不利益処分（理由の提示）